

老朽危険空き家の解体に係る補助金のご案内

安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、老朽した危険な空き家の除却に要する費用の一部を補助する制度です。

受付期間：平成31年4月2日（火）～12月27日（金）

※先着順。予定件数に達した時点で締切ります。



○補助対象となる空き家

次の両方に該当する老朽危険空き家

- ・市内に所在する戸建住宅（併用住宅、長屋建て住宅を含む）で、1年以上使用されていないもの
 - ・「特定空家等^{*}」または「特定空家等」に準ずるものとして市長が認めるもの
- ※空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定される空き家

○申請者の要件

次のすべてに該当する者

- ・空き家の所有者またはその相続人（個人に限る）
- ・市税の滞納をしていない者
- ・前年^{*}の所得について、給与所得のみの者は収入金額 1,442 万円以下、それ以外の者は所得金額 1,200 万円以下である者（※申請日が1/1～5/31の場合は前々年）
- ・共有者又は複数の相続人がいる場合は、申請者以外の共有者又は相続人から解体の同意を得られていること

○補助対象工事

次のすべてに該当する必要があります

- ・老朽危険空き家及びその敷地内の附属建築物・工作物（門、塀など）を全て解体する工事であること
- ・建設業の許可又は解体工事業者登録を受けている者が行う工事であること
- ・公共事業等の補償の対象となっていないもの

○補助金額

- ・空き家の解体工事費の2分の1以内で上限50万円（家財道具の撤去、運搬、処分費は含みません）。
- ・前年^{*}の所得が200万円以下である者の場合には、解体工事費の10分の1以内で上限20万円の上乗せがあります（※申請日が1/1～5/31の場合は前々年）

○提出書類など

- ・裏面に申請の流れと提出書類について記載してありますので、ご確認ください
- ・老朽危険空き家の判定には、事前の申請が必要です

詳しくはお問い合わせください。⇒

お問い合わせ先
長野市 建設部 建築指導課
空き家対策室（第二庁舎7階）
TEL 026-224-8901
FAX 026-224-5124

補助申請の流れ

